資料２

（農業経営統計調査）

審 査 メ モ（審査状況及び論点）

＜目次（審議事項）＞

Ⅰ　今回申請された変更	
１　報告者の選定に関する変更	
○　母集団情報の更新及び目標精度の見直し等による報告者数の変更	２頁
２　調査票・調査事項の変更	
○　調査票の一部見直し（詳細な把握項目の統合等）	５頁
３　調査方法の変更	
○　利用実績のない報告手段（独自システム）に係る計画上の記載削除	７頁
４　集計事項の変更	
（１）集計事項の簡素化	８頁
（２）個人経営体の集計区分の一部見直し（個人経営体の集計区分のうち、農業所得、農業従事日数及び年齢を踏まえた区分について、農業所得を主とした区分に変更）	９頁
Ⅱ　過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況	
１　調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討	12 頁
２　令和９年調査に向けた検討	13 頁
３　更なる将来を見据えた在り方の検討	14 頁

＜備考＞

・　農業経営統計調査は、

①　営農類型別の経営統計に関する調査（以下「**経営調査**」という。）

②　農畜産物の生産費に関する調査（以下「**生産費調査**」という。）

から構成されており、本件申請は、経営調査を変更するものである。

・　農業経営統計調査は、主に直近の農林業センサス（農林水産省が実施する基幹統計調査）から得られる情報を母集団とし、そこから選定した報告者に対して、原則として５年間継続して回答を求めている。この「審査メモ」では、当該５年間の調査について、母集団情報とする農林業センサスを基準に「○年農林業センサス体系」と記載している（例：2025 年農林業センサスから得られる情報を母集団として実施する調査を「2025 年農林業センサス体系」（なお、この場合、令和９年を対象にする調査から 13 年を対象にする調査まで適用）と記載）。

Ⅰ　今回申請された変更

1　報告者の選定に関する変更

（変更内容）

母集団情報の更新及び目標精度の見直し等による報告者数の変更

（審査状況）

ア　経営調査は、直近の農林業センサス及び集落営農実態調査（いずれも農林水産省が実施。前者は基幹統計調査、後者は一般統計調査）から得られる情報を母集団とし、そこから選定した報告者に対して、原則として５年間継続して報告を求めている。

現在は、2020年農林業センサスを母集団情報として選定された報告者に対し、令和４年調査から８年調査まで継続して報告を求めている。

イ　経営調査に係る報告者の選定は、基本的に、以下の手順で行われている。

①　営農類型別（営農類型によっては、さらに北海道及び都府県の区分等別）に、農業粗収益(注)を指標とした目標精度（標準誤差率）と直近３年間の経営調査の結果に基づき推定した（母集団の）標準偏差から、必要な報告者数を算出
②　①で算出した区分ごとの報告者数を、農業地域別・規模階層別に最適配分（ネイマン配分）
③　営農類型別・農業地域別・規模階層別の母集団名簿を用いて、報告者を無作為抽出

（注）農業粗収益とは、１年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）等から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額を指す。

ウ　本件申請では、母集団として用いる情報を、2020年農林業センサスから、最新の2025年農林業センサスに更新するとともに、目標精度を見直すことで、調査全体としては、**図表１**のとおり、報告者数を削減する計画である。

なお、営農類型別の母集団や標本（報告者数）の大きさ、目標精度等の変更前後の詳細は、**別添１**のとおりである。

図表１　経営調査全体としての報告者数（サンプルサイズ）等の変更

区分		変更後（2025年農林業センサス体系）(A)	変更前（2020年農林業センサス体系）(B)	増減 (A−B)	増減率 ((A−B)/B)	（参考）2015年農林業センサス体系（注）
調査全体（計）	報告者数	3,784	4,526	△742	△16.4%	4,533
	母集団の大きさ	774,087	969,279	△195,192	△20.1%	1,258,989
個人経営体	報告者数	2,963	3,665	△702	△19.2%	3,561
	母集団の大きさ	742,989	942,155	△199,166	△21.1%	1,236,511
法人経営体	報告者数	821	861	△40	△4.6%	972
	母集団の大きさ	31,098	27,124	3,974	14.7%	22,478

（注）2015年農林業センサス体系（平成29年～令和３年調査）については、区分が現行の「個人経営体」及び「法人経営体」となった令和元年調査における数を記載している。

エ　また、これまで法人経営体の営農類型「花き作」について、「露地花き作」及び「施設花き作」の２区分の営農類型ごとに報告者数の算定を行っていたところ、これを「花き作」の１区分に統合（集計区分も１区分に統合）した上で新たな目標精度を設定することで、報告者数を削減することも併せて計画している（**別添１**参照〔再掲〕）。

オ　報告者数の変更理由について、農林水産省は、以下のとおりとしている。

- 営農類型別の報告者数は、基本的に、ⅰ）目標精度と、ⅱ）直近３年間の経営調査の結果による標準偏差により定まる。
- 一方で、母集団の縮小が進む中、調査への協力依頼が困難になっている。

↓

- そのため、将来的な調査の継続性も考慮し、利活用上支障のない範囲で、一部営農類型の目標精度を下げ、必要報告者数の縮減を図るもの。
- 同様の観点から、特に法人経営体の「露地花き作」については、母集団の大きさが小さく、調査への協力依頼が困難であるため、従前、別区分として報告者数を決定していた「露地花き作」及び「施設花き作」を統合し、「花き作」全体として、報告者数を減らした上で、必要な報告者を確保したい。

カ　今回予定されている変更については、母集団情報の更新を受けつつ、調査の現状とのバランスも考慮した上での対応であることから、変更の趣旨はおおむね理解するが、目標精度等の見直しについては、結果として従前想定していた精度が維持できなくなるものであることから、本調査における「目標精度」とは、どのような考え方で設定されているのか、また、結果利用に支障がないのかなどを確認したい。

キ　また、令和８年６月に採択された農業経営統計調査に係る答申（令和８年６月19日付け統計委第４号）においては、本調査のもう一つの柱である生産費調査の報告者数の算定に関し、以下が付言されている。

＜令和８年に採択された農業経営統計調査に係る答申における付言＞

なお、生産費調査においては、品目によって報告者数が極端に少なくなることがある。このため、報告者数の計算式を機械的に適用するだけでなく、母集団構造や物価の変動など社会経済情勢の変化に留意しながら、標本の代表性が保たれるように、報告者数を不断に見直す必要があることを付言する。

経営調査においても、①目標精度が、農業粗収益を基準として設定されており、物価の変動など社会経済情勢の変化により母集団の構造が変化する可能性があること、②変更後の報告者数が、例えば「ブロイラー養鶏」では個人経営体で 29、法人経営体で 12 となるなど、報告者数が少ない営農類型がみられ、当該付言が当てはまるものと考えられるため、この点についての認識も確認することとしたい。

（論点）

① 営農類型別の報告者数について、具体的にどのような算定方法により求めているのか。目標精度の設定の考え方、算定に用いる分散等の数値を含めて説明いただきたい。また、報告者数の変動の要因を明らかにするため、営農類型のうち一例を挙げ、変更前後それぞれを説明いただきたい。

② 一部の営農類型では報告者数が極めて少ない区分がみられるが、このような区分について、結果精度や推計値の安定性をどのように評価しているか。また、全国の代表値として利活用する上で支障はないか。

③ 今後、母集団の縮小が更に進んだ場合においても、現在の標本設計を維持し、必要な結果精度を確保することが可能と考えているか。経営調査においても、母集団構造や社会経済情勢の変化に留意しながら、標本の代表性を確保できるよう、報告者数を不断に見直す必要があるのではないか。

２　調査票・調査事項の変更

（変更内容）

調査票の一部見直し（詳細な把握項目の統合等）

（審査状況）

ア　経営調査においては、報告者負担及び事務負担を軽減するべく、令和６年調査から民間委託による原則郵送・自計方式が導入された。

令和９年調査において、上記１のとおり標本替えが予定されていることなどから、新たに報告者となった者であっても、分かりやすく簡素で、報告者自ら正確に回答できるよう、更に改善することが求められている。

イ　本件申請では、以上を踏まえ、転記の容易化、記載方法の明確化など、調査票を見直すことが計画されている。

具体的な変更内容を趣旨・内容ごとに整理すると、その概要は、**図表２**のとおりである（調査票の構成については**別添２**、変更内容の例は**別添３**参照）。

図表２　調査票の変更概要

（変更内容の具体的イメージは、別添３参照）

	変更概要	変更の理由・必要性
①ⅰ	自計を容易にするための変更 （決算書類等を基にした、正確な回答を促進するための変更）	回答欄に斜線（入力不可の欄）があることで決算書類等との間に行ずれが生じ、誤回答・誤記入が発生したため
①ⅱ	自計を容易にするための変更 （記載方法を整理し、明確化）	記載パターンの違いにより、記載漏れの有無に係る審査に時間を要した事例が発生したため
①ⅲ	自計を容易にするための変更 （プレプリントの追加、説明文の追加等）	調査票における用語の定義などの疑義照会を踏まえた変更
①ⅳ	自計を容易にするための変更 （調査事項の簡素化）	利活用上問題のない範囲で調査事項を簡素化し、報告者の負担を軽減するため
②	指定野菜としてのブロッコリーの追加	ブロッコリーが、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」に追加されたことに対応するため

ウ　今回予定されている変更のうち、「自計を容易にするための変更」（①）については、令和６年４月の答申において「今後の課題」として示された「令和９年調査に向けた検討」の一環として、記入誤りや疑義照会の発生を抑制し、回答精度の確保及び報告者負担の軽減を図るものであり、かつ、実査上、特段の支障が想定されないため、変更自体は、おおむね適当と考える。

ただし、過去の調査における記入誤りや疑義照会等を踏まえた適切な改善となっているかについて、これらの発生状況及び今回の変更によって期待される改善効果を確認する必要があるとともに、「今後の課題」を踏まえ、どのような検討をしたのかについて説明を求めたい（調査事項自体に大きな変更が予定されていないため）。

エ　一方、「指定野菜としてのブロッコリーの追加」（②）については、制度改正を踏まえて、必要な品目を対象に加えるものであることから、適当と考える。

（論点）

① 過去の調査において、どのような記入誤りや疑義照会等が生じているのか。また、今回の調査票・調査事項の見直しによって、これらの課題がどのように改善されると考えているか、具体例を示しながら説明いただきたい。

② 原則として自計方式で実施する調査として、調査事項は報告者が自ら正確に回答できる内容・詳細度となっているか。これまでも統計委員会の審議において調査事項の見直しを求められてきたところ、これ以上の調査事項の簡素化又は削除は困難との理解でよいか。

③ 「主食用米」、「加工用米」及び「新規需要米等」の調査事項を「水稲」に統合した場合、今後、これらの区分別の作付面積等は把握されなくなるのか。

３　調査方法の変更

（変更内容）

利用実績のない報告手段（独自システム）に係る計画上の記載削除

（審査状況）

ア　農業経営統計調査では、オンライン回答する際の報告手段として、「政府統計共同利用システム」及び「独自システム」(注) が想定されていた。

（注）独自システムとは、調査票や決算資料などのデータファイルを送受信するための、クラウド型のファイル共有サービスである。

イ　しかし、経営調査のみを報告する者（令和６年調査から民間委託による原則郵送・自計方式が導入）に対しては、政府統計共同利用システムの利用を基本として案内し、独自システムは利用希望があった場合に案内する運用としてきたところ、令和６年調査及び７年調査のいずれにおいても独自システムの利用実績がなく、今後の利用も見込み難い。このため、本件申請では、**図表３**のとおり、調査計画上の報告手段から独自システムを削除し、オンライン調査については、政府統計共同利用システムのみとする計画である。

図表３　調査方法の変更内容

	政府統計共同利用システム	独自システム
①経営調査のみを報告する者	○	○→× （今回の変更部分）
②経営調査と生産費調査の報告を兼ねる者	○	○
③生産費調査のみを報告する者	×	○

（注）現行では、①～③は同一の独自システムが用いられている。②及び③については、利用実績があることから、引き続き独自システムを採用する予定

ウ　今回予定されている変更については、利用実績のない報告手段を削除するものであり、引き続き政府統計共同利用システムによるオンライン回答が可能であることから、報告者への影響は限定的であり、適当と考える。

（論点）

特になし

４　集計事項の変更

（変更内容）

（１）集計事項の簡素化

（審査状況）

ア　本件申請では、営農類型別の集計事項が多数にのぼることから、以下の集計事項について、利活用ニーズが低いことを踏まえて削除することを計画している（詳細は**別添４**のとおり）。

①　農業販売収入の割合に応じた詳細な集計
②　営農類型別の青色申告経営体に係る集計

イ　今回予定されている変更のうち、①については、現行の営農類型ごとの集計は維持しつつ、営農類型別の集計の中で、一部の経営体に特化した集計を削除しようとするものである。

　また、②については、青色申告経営体に係る全体の集計については維持しつつ、営農類型別の集計を削除するものである。

ウ　今回予定されている変更は、利活用ニーズの低さに着目したものである。時代の変遷に伴って利活用ニーズが変化することを否定するものではないが、集計事項の削除に当たっては、当該集計を行っていた目的、これまでの利活用状況及びその目的に照らした現在の必要性等を確認し、利活用上の支障がないか、慎重に検討する必要がある。

（論点）

① 今回削除することとしている集計事項について、それぞれ、どのような目的・必要性から集計していたのか。また、その目的・必要性は現在どのような状況にあるのか。

② 今回削除することとしている集計事項について、関係府省その他の統計利用者への照会等を含め、現在の利活用状況をどのように把握したのか。

③ 今回削除することとしている集計事項について、仮に統計利用者からの強い要望があった場合、当初予定した集計以外の集計として提供する余地はあるか。

（変更内容）

（２）個人経営体の集計区分の一部見直し（個人経営体の集計区分のうち、農業所得、農業従事日数及び年齢を踏まえた区分について、農業所得を主とした区分に変更）

（審査状況）

ア　本件申請では、個人経営体の集計区分のうち、農業所得、農業従事日数及び農業従事者の年齢を組み合わせて設けている「主業経営体」、「準主業経営体」及び「副業的経営体」の区分（以下「主副業別区分」という。）について、以下の経緯を踏まえ、農業所得を基準とする「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」を中心とした集計区分に変更することが計画されている。

＜経緯＞

①　令和３年の経営調査の変更審議において、農林業センサスで用いられていた主副業別区分を経営調査に用いることについて議論が行われる中、「副業的経営体」には、農業を大規模に行う経営体であっても、一定の年齢要件によって当該区分に該当する場合があることから、その実態と名称から受ける印象との間に乖離があり、統計利用者に誤解を与えかねない旨の懸念が示された。

ただし、主副業別区分は農林業センサスで用いられていた区分であったことから、経営調査の変更審議とは別に、今後の農林業センサスの変更審議において検討することを求める旨の部会長メモが付された（**別添５**参照）。

②　その後、令和５年、農林業センサスの変更に係る統計委員会での審議（2025 年農林業センサスに係る審議）において、前記部会長メモも踏まえて、主副業別区分については、年齢による区分けを行わない農業所得による区分（具体的には「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」の２区分）に変更する計画が示され、答申において適当とされた（変更内容は**図表４**参照）。

図表４　令和５年の農林業センサスにおける集計区分（個人経営体）の変更

《変更前》

区分指標		自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員	
		いる	いない
経営体の所得全体に占める農業所得の比率	50%以上	①主業経営体	③副業的経営体
	50%未満	②準主業経営体	

《変更後》

区分指標		
経営体の所得全体に占める農業所得の比率	50%以上	A農業所得主経営体
	50%未満	B農外所得主経営体

（注）2025 年農林業センサスにおいては、答申を踏まえ、「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」の集計を行いつつ、その内訳として、「主業経営体」及び「準主業経営体」を設け、「副業的経営体」についても、それとは別に参考として集計し、公表されている。

③　以上を踏まえ、本件申請では、農林業センサスの区分に準拠し、**図表５**のとおり、経営調査の集計において、「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」の集計を新設し、農業所得による区分を主要な集計区分とする一方、従前の「主業経営体」及び「準主業経営体」の集計についても内訳として実施するとともに、「副業的経営体」についても参考として集計することが計画されている。

図表５　経営調査の個人経営体における集計区分の変更

《変更前》

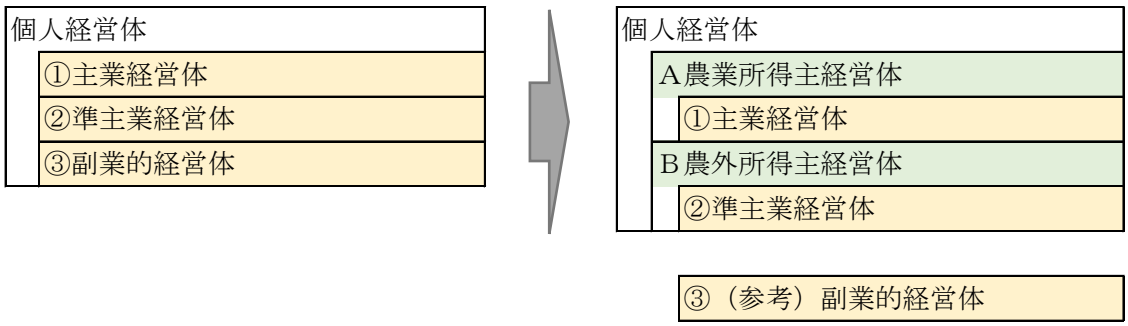

《変更後》

イ　今回予定されている変更のうち、農業所得を基準とする「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」を主要な集計区分とすることについては、これまでの検討経緯を踏まえ、母集団情報を提供する農林業センサスにおける区分に沿ったものであることから、適当と考える。

ウ　しかし、農林水産省の案では、これまでの統計委員会の審議において問題とされた「副業的経営体」との名称の利用が残されている。

統計委員会が問題視したのは、「自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員

がいない」という区分の定義そのものではなく、年齢等に着目した区分であるにも関わらず、あたかも、経営体における農業所得の比率を示しているかのような名称であり、それが統計の利用者の誤解を招きかねない点にある。

したがって、当該区分を示す名称として、「副業的経営体」という名称を今後も使用せざるを得ない強い理由があるのであれば、その必要性について説明を求めたい。

（論点）

＜前提＞

① 「農業所得主経営体」、「農外所得主経営体」、「主業経営体」、「準主業経営体」及び「副業的経営体」について、それぞれの定義及び相互の関係を、改めて説明いただきたい。

＜経営調査における集計区分の変更理由＞

② 農業所得を基準とする「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」を主要な集計区分としつつ、従来の主副業別区分についても引き続き集計することには、それぞれどのような利活用上の必要性があるのか。

また、「（参考）副業的経営体」とは、どのような位置付けの集計なのか。

＜経営調査において「副業的経営体」の用語を用いる妥当性＞

③ 経営調査において、副業的経営体の用語を引き続き使用しなければならない理由は何か。

Ⅱ　過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況

経営調査については、過去の答申（平成 30 年 11 月 22 日付け統計委第 13 号及び令和６年４月 17 日付け統計委第２号）において、以下の１～３の検討課題が指摘されている。

１　調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

（課題の要旨）

- 令和元年調査から個人経営体・法人経営体別の集計に加え、農業経営体全体の結果を新たに推計するということが計画されており、その方法として、農林業センサスの結果をベンチマークとしつつ、中間年を延長していく手法が想定されていた。
- しかし、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が経年的に進行する中、一定の構造に固定して５年間推計した結果、ベンチマーク更新時に断層が生じる懸念がある。
- ついては、ベンチマーク更新時に、推計方法の妥当性等について、検証・検討する必要がある。

（平成 30 年 11 月 22 日付け統計委第 13 号の答申）

（審査状況）

ア　本課題への対応状況は、**別添６**のとおりである。

イ　農林水産省は、答申における指摘を踏まえ、令和元年調査以降、農林業センサスの結果をベンチマークとして５年間固定するのではなく、農業構造動態調査（農林水産省が実施する一般統計調査。農林業センサスの実施年以外に実施）の結果を用いて毎年、推定母集団を作成し、復元推計を行う方法を採用している。

ウ　この対応は、農業経営体全体の構造変化を推計に反映し、ベンチマーク更新時の断層の発生を抑制するための取組と考えられることから、その具体的な手法の内容等について確認することとしたい。

なお、本課題については、平成30年の答申後、最初のベンチマークの更新が反映される令和７年調査の結果公表が令和８年12月予定であったことから、これまで課題として残されていたものである。

（論点）

農業経営体全体の推計について、農林業センサス及び農業構造動態調査の結果をどのように用いて推定母集団を作成し、復元推計を行っているのか、具体的に説明いただきたい。

２　令和９年調査に向けた検討

（課題の要旨）

次回の標本替えが行われる令和９年調査においては、経営調査に慣れない新たな報告者が多数に上ると考えられることなどから、以下に掲げるような内容を含めた検討を行い、計画に反映させることが必要

（検討の内容例）

a　令和６年調査以降の調査から得られる民間委託実施上のノウハウを踏まえ、より円滑かつ効率的な調査方法となるよう再検討すること

b　今後も継続して把握が必要な調査事項を検討するとともに、報告者目線に立った記入しやすい調査票の改善を図ること

c　標本替えの初回に当たる令和９年調査では、新たな報告者が多数に上るとともに、プレプリントできないことから、初回特有の報告者への支援策を検討すること

（令和６年４月 17 日付け統計委第２号の答申）

（審査状況）

ア　本課題への対応状況は、**別添６**のとおりである。

イ　農林水産省は、令和６年調査以降の実施状況を踏まえ、調査票・調査事項の見直しに加え、新たな報告者に対する記入支援等を令和９年調査で実施することとしており、前回答申で示された課題に対応する取組が進められているものと考える。

ウ　一方、本課題は、調査票の改善だけでなく、民間委託の実施状況を踏まえた調査方法の再検討、継続して把握すべき調査事項の検討、標本替え初回における報告者への支援策を求めたものである。このため、令和６年調査以降に把握された課題と、それらを踏まえた令和９年調査での対応について、全体像を確認する必要がある。

（論点）

令和６年調査以降の実査上の課題はどのようなものがあり、令和９年調査ではどのような対応をするのかについて、調査計画を変更するもの、調査計画の変更は伴わないが運用上で対応するものなどに整理し、改めて説明いただきたい。

３　更なる将来を見据えた在り方の検討

（課題の要旨）

農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査としての利活用ニーズを踏まえつつ、持続可能な調査の在り方について、令和９年調査における見直しだけでなく、将来を見据えた方向性も含め、検討することが望まれる。

（令和６年４月 17 日付け統計委第２号の答申）

（課題が付された背景）

本調査（経営調査・生産費調査）に係る実査の担い手不足による調査継続の困難性、及び、農業経営体の減少による報告者選定の困難性が、今後一層強まる蓋然性が高い中、農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査として、利活用ニーズに応えた持続可能な調査とするためには、本調査の目的や、本調査で把握しなければならない内容を、早急に再整理しなければ手遅れになるという危機感から検討を求めたものである。

（審査状況）

ア　本課題への対応状況は、**別添６**のとおりである。

イ　農林水産省は、民間委託を引き続き推進するとともに、令和９年調査に向けて調査票等の見直しを行っている。また、更なる将来の対応として、統計法の改正により税務申告資料の活用が可能となった場合には、当該資料により把握可能な調査事項を削減し、報告者負担の軽減を図ること等を挙げている。

ウ　一方、本課題は、令和９年調査における見直しにとどまらず、更に将来を見据えた調査の在り方について検討することを求めたものである。このため、将来の本調査の在り方について、現時点における検討状況を確認することとしたい。

（論点）

本調査に係る実査の担い手不足による調査継続の困難性、及び、農業経営体の減少による報告者選定の困難性が、今後一層強まる蓋然性が極めて高い中、本調査の継続的な実施について、農林水産省として、どのような検討をしているか。

報告者数、目標精度等の変更

別添１

区　分（営農類型等）		母集団（旧）❶	母集団（新）①	母集団増減 ①－❶	報告者数（旧）❷	報告者数（新）②	**報告者数増減** ②－❷	目標精度（旧）	目標精度（新）	実績精度
合計（個人経営体＋法人経営体）		969,279	774,087	−195,192	4,526	3,784	−742	−	−	−
個人経営体	個人経営体計	942,155	742,989	−199,166	3,665	2,963	−702	−	−	−
	水田作	520,198	418,215	−101,983	768	638	−130	2.0	2.0	2.0
	畑作 合計	58,800	31,357	−27,443	826	593	−233	−	−	−
	畑作 北海道	7,926	5,617	−2,309	163	129	−34	3.0	4.0	3.0
	畑作 都府県	50,874	25,740	−25,134	663	464	−199	3.0	4.0	3.7
	野菜 合計	159,191	127,621	−31,570	818	651	−167	−	−	−
	野菜 露地野菜作	100,342	78,088	−22,254	359	266	−93	3.0	4.0	3.8
	野菜 施設野菜作	58,849	49,533	−9,316	459	385	−74	3.0	3.5	3.5
	果樹作	126,808	108,274	−18,534	556	435	−121	3.0	4.0	3.6
	花き 合計	19,312	15,046	−4,266	147	165	18	−	−	−
	花き 露地花き作	7,701	5,528	−2,173	105	132	27	8.0	8.0	10.0
	花き 施設花き作	11,611	9,518	−2,093	42	33	−9	8.0	8.0	9.3
	酪農	11,104	7,792	−3,312	88	68	−20	3.0	3.5	3.4
	肉用牛 合計	25,982	17,506	−8,476	307	252	−55	−	−	−
	肉用牛 繁殖牛	22,110	14,934	−7,176	181	131	−50	4.0	4.0	3.6
	肉用牛 肥育牛	3,872	2,572	−1,300	126	121	−5	4.0	4.0	8.0
	養豚	1,200	694	−506	70	44	−26	4.0	4.0	3.3
	採卵養鶏	980	742	−238	15	38	23	8.0	10.0	5.7
	ブロイラー養鶏	965	780	−185	20	29	9	8.0	8.0	7.1
	その他（芝、養蜂等）	17,615	14,962	−2,653	50	50	0	−	−	−
法人経営体	法人経営体計	27,124	31,098	3,974	861	821	−40	−	−	−
	水田作（集落営農）	4,538	4,647	109	111	75	−36	4.0	4.0	3.9
	水田作（集落営農以外）	3,698	6,849	3,151	153	164	11	4.0	4.0	4.3
	畑作 合計	3,189	2,012	−1,177	126	136	10	−	−	−
	畑作 北海道	714	627	−87	68	63	−5	10.0	10.0	6.8
	畑作 都府県	2,475	1,385	−1,090	58	73	15	10.0	10.0	12.4
	野菜 合計	4,848	5,854	1,006	100	93	−7	−	−	−
	野菜 露地野菜作	2,523	3,176	653	43	27	−16	10.0	10.0	8.2
	野菜 施設野菜作	2,325	2,678	353	57	66	9	10.0	10.0	12.3
	果樹作	1,541	2,183	642	98	88	−10	10.0	10.0	9.4
	花き 合計	1,113	1,116	3	65	51	−14	−	15.0	−
	花き 露地花き作	240	区分廃止	区分廃止	36	区分廃止	区分廃止	10.0	区分廃止	17.5
	花き 施設花き作	873			29			10.0		12.6
	酪農	1,660	1,696	36	26	52	26	10.0	10.0	6.0
	肉用牛 合計	1,612	1,781	169	38	48	10	−	−	−
	肉用牛 繁殖牛	502	597	95	23	34	11	10.0	10.0	8.2
	肉用牛 肥育牛	1,110	1,184	74	15	14	−1	10.0	10.0	8.2
	養豚	1,278	1,180	−98	45	43	−2	10.0	10.0	6.2
	採卵養鶏	892	802	−90	58	34	−24	10.0	10.0	11.1
	ブロイラー養鶏	434	514	80	16	12	−4	10.0	10.0	6.1
	その他（芝、養蜂等）	2,321	2,464	143	25	25	0	−	−	−

（注１）精度について、変更する階層を黄色塗りつぶしとしている。

（注２）法人経営体の「花き」についてはオレンジ塗りつぶしのとおり、区分を廃止する計画である。

（注３）実績精度については、令和６年調査の結果に基づくものである。

別添２

調査票の構成等

個人経営体調査票の構成（現行）

調査票の項目（注１）	説明
【１】現況	農業従事者の状況や青色申告の申請状況、経営耕地面積など
【２】損益計算書	農業の収入や支出の状況
【３】事業収支の概要	農業以外も含めた全ての事業収支の状況
【４】貸借対照表	資産や負債の状況
【５】投資と資金調達の状況	農業に係る投資や資金調達の状況
【６】労働の概要	作業に従事した人数や労働時間に係る状況
【７】生産概況、農畜産物収入	農畜産物の生産概況と販売収入の状況
【８】農作業受託収入	農作業受託収入の状況
【９】制度受取金・積立金等	制度受取金等に係る状況

（注１）本表は、個人経営体調査票の構成を表している。法人経営体調査票では、「給与の状況」や「農業に関する事業経費」の項目が含まれるなど、構成が一部異なるが、個人経営体調査票と同様に、経営状況を把握する項目で構成されている。
（注２）今回の申請において、構成自体の変更は予定されていない（項目名の書きぶりを一部変更予定）。

調査票の記入方法

- 「【２】損益計算書」や「【４】貸借対照表」など、一部項目では、青色申告決算書等を転記することで回答が可能。詳細は次ページの参考参照
- 以下のとおり、調査票冒頭の「記入上の留意事項」においても、青色申告決算書等の資料を用いた回答の案内を記載

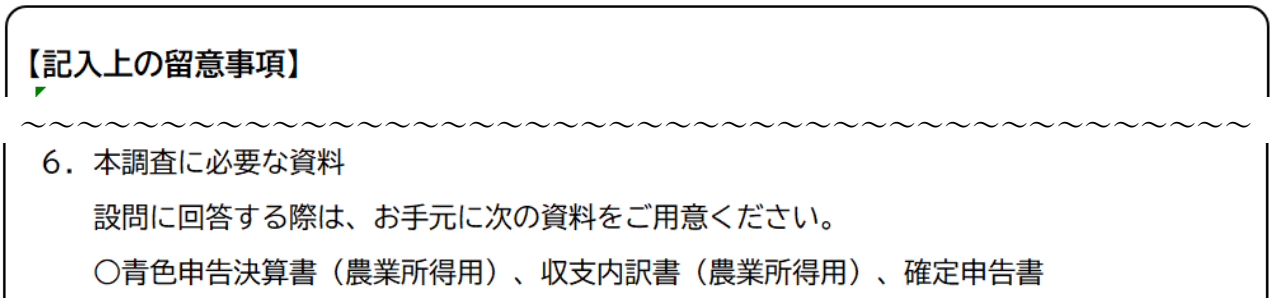

【記入上の留意事項】

～～～

参考：青色申告決算書及び調査票の対比

青色申告決算書

科目名・番号が一致

個人経営体調査票（【２】損益計算書）

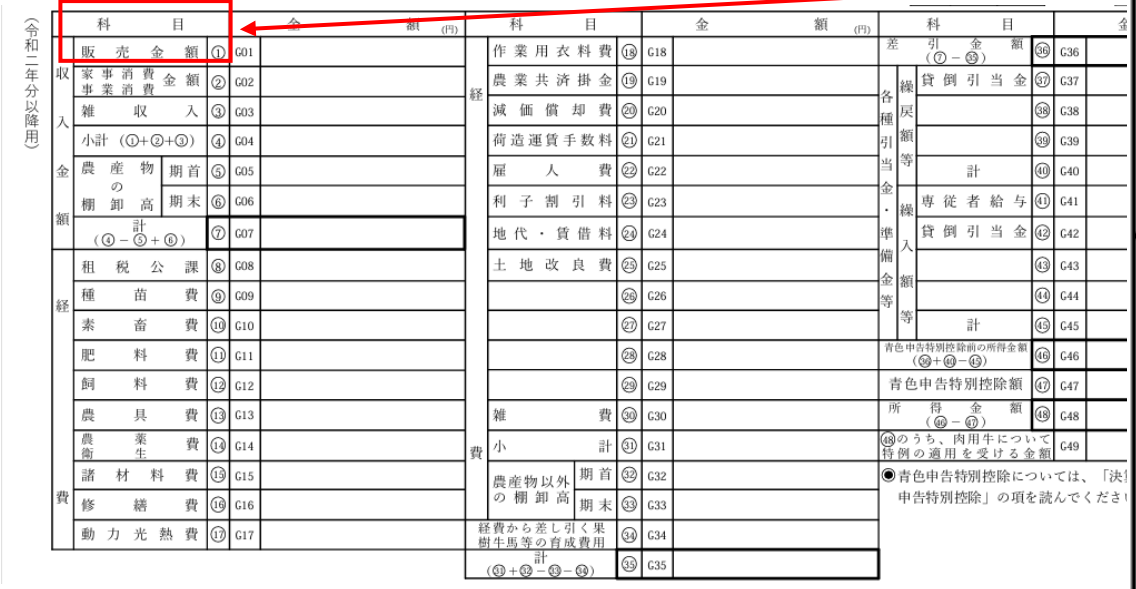

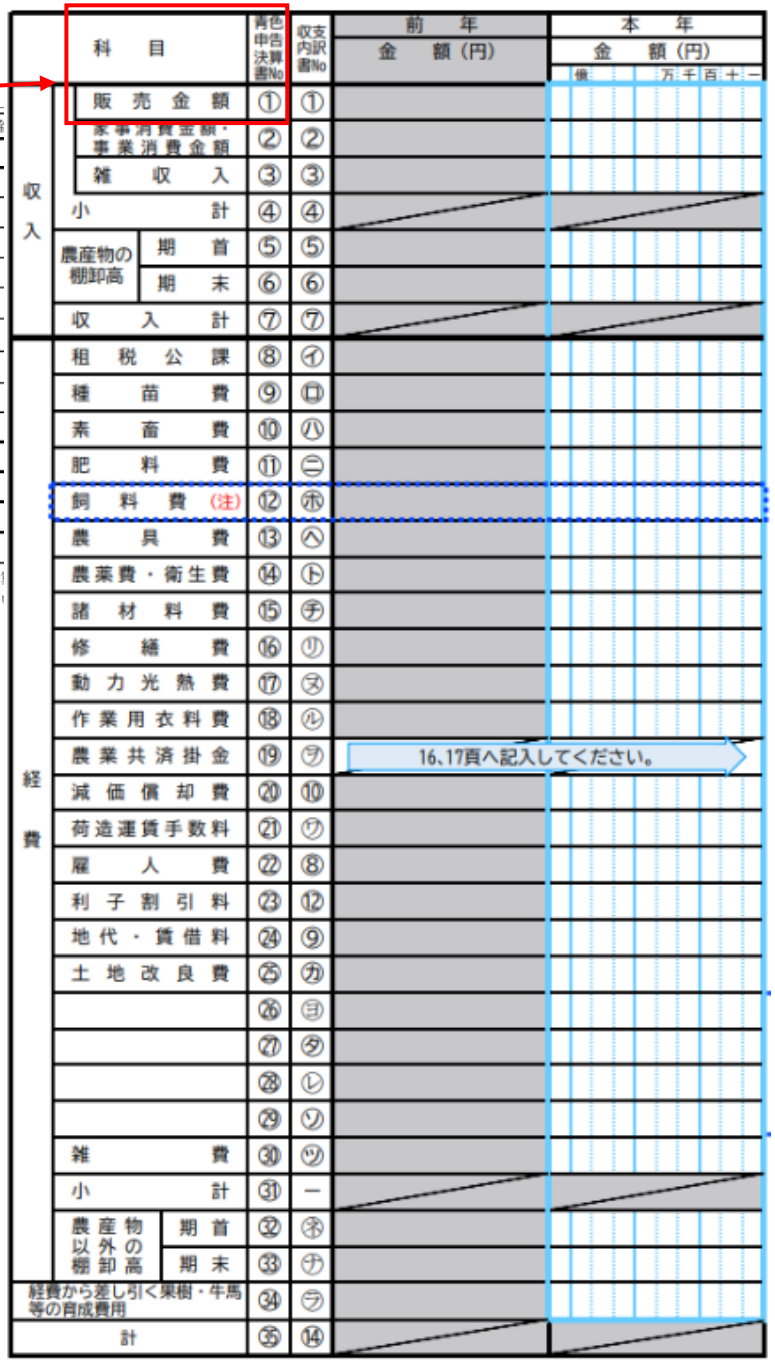

科目名・番号が一致しており、決算書類から調査票への転記が容易

別添３

調査票・調査事項の変更例

①自計を容易にするための変更

ⅰ　決算書類等を基にした、正確な回答を促進するための変更

＜小計欄等の斜線を削除（個人経営体調査票　【２】損益計算書）＞

青色申告決算書（農業所得用）の様式

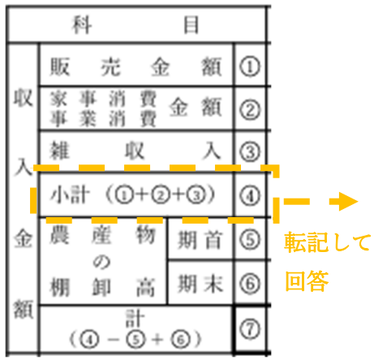

転記して回答

２－１　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

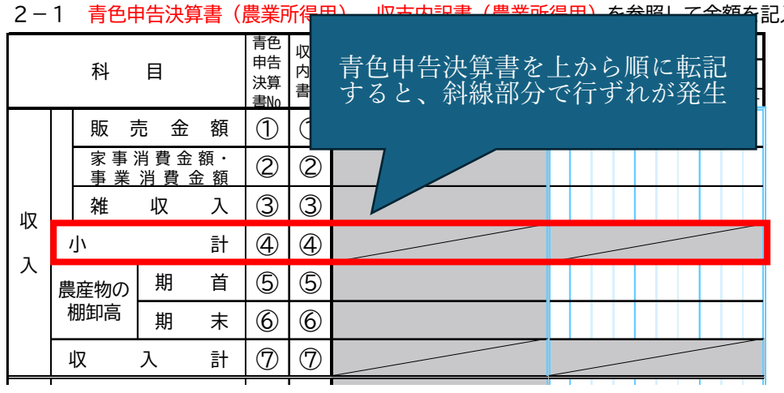

青色申告決算書を上から順に転記すると、斜線部分で行ずれが発生

２－１　青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照して金額を記入してください。

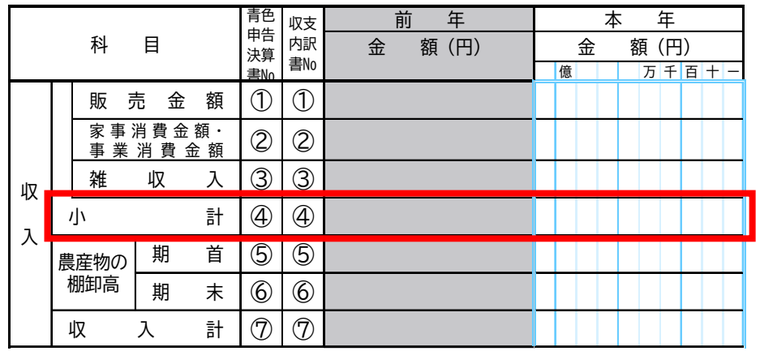

斜線を外すことで、青色申告決算書どおりの転記が可能

【内訳欄を独立（法人経営体調査票　【６】農業に係る事業経費)】

一般的に、書類上、「燃料費」は「車両費・修繕費」の内訳として整理されていない場合が多い

（2）販売費及び一般管理費内訳書

勘定科目	説明	前年 金額（円）	前年 農業割合 %	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一	本年 農業割合 %
販売費及び一般管理費	【５】損益計算書の「販売費及び一般管理費」計上額				
人件費	給与手当、雑給、賞与、退職金、役員報酬、福利厚生費				
荷造運賃・販売手数料	出荷用包装材料、運賃、販売手数料など				
車両費・修繕費	事務用固定資産の修繕費、車両費				
うち燃料費	車両費に含まれる燃料代				
減価償却費	自動車等の減価償却費				
地代・家賃・賃借料	販売管理用土地・建物の賃借料				
支払保険料	販売管理用固定資産の支払保険料				
租税公課・諸会費等	印紙税、消費税、諸会費				
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金の当期の繰入金				
動力光熱費	販売や管理に使用した電気・水道料金など				
その他	上記に含まれない経費の合計				

（2）販売費及び一般管理費内訳書

勘定科目	説明	前年 金額（円）	前年 農業割合 %	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一	本年 農業割合 %
販売費及び一般管理費	【５】損益計算書の「販売費及び一般管理費」計上額				
人件費	給与手当、雑給、賞与、退職金、役員報酬、福利厚生費				
荷造運賃・販売手数料	出荷用包装材料、運賃、販売手数料など				
車両費・修繕費	事務用固定資産の修繕費、車両費				
減価償却費	販売や管理に使用した建物や自動車等の減価償却費				
地代・家賃・賃借料	販売管理用土地・建物の賃借料				
支払保険料	販売管理用固定資産の支払保険料				
租税公課・諸会費等	印紙税、消費税、諸会費				
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金の当期の繰入金				
動力光熱費	販売や管理に使用した電気・水道料金など				
その他	上記に含まれない経費の合計				

「うち燃料費」を別項目として独立

車両費・修繕費がある場合は、必ず回答してください。

６－２－２　車両費・修繕費の金額に燃料費が含まれていますか。「はい」か「いいえ」に○を記入してください。

はい →「本年」欄に車両費に含まれる燃料費の金額と農業割合を記入の上、６－２－３へお進みください。

いいえ →６－２－３へお進みください。

前年 金額（円）	前年 農業割合 %	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一	本年 農業割合 %

【変更理由】
過去の調査において把握された記載誤りを防止するため

①自計を容易にするための変更（続き）

ⅱ　記載方法を整理し、明確化（法人経営体調査票　【６】農業に係る事業経費）

【６】農業に係る事業経費（当期製品製造原価、販売費及び一般管理費）（続き）

② 製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書の両方を作成している場合

※前頁６－１－１を回答した場合は、12頁の【７】へ進んでください。

６－２－１　事業経費についてお伺いします。

事業経費の内訳を整理している決算資料（製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書の両方）の写しを提供していただくことにより記入に代えることが可能です。資料を提供していただけますか。

はい → 資料を提出いただける場合は、点線内の農業割合を必ず記入の上、12頁の【７】へお進みください。

いいえ → 本年欄に記入してください。

農業に係る経費を科目別に記入してください。農業以外の事業を行っている場合で農業に係る経費の記入が困難な場合は事業全体の金額を記入し、うち農業の占める割合を必ず記入してください。

（1）当期製品製造原価（製造原価報告書）

勘定科目	説明	前年 金額（円）	前年 農業割合	本年 金額（円）	本年 農業割合
当期製品製造原価	【5】損益計算書の「当期製品製造原				
期首材料棚卸高	原材料の期首在り高				
種苗費	種もみ、種子、種いも、苗類などの購入費				

削除

説明文を修正し、回答フローを変更（下記参照）

【６】農業に係る事業経費（当期製品製造原価、販売費及び一般管理費）（続き）

② 製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書の両方を作成している場合

※９頁６－１－１を回答した場合は、12頁の【７】へ進んでください。

６－２－１　事業経費についてお伺いします。

事業経費の内訳を整理している決算資料（製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書の両方）の写しを提供していただくことにより記入に代えることが可能です。資料を提供していただけますか。「はい」か「いいえ」に〇を記入してください。

はい → 農業以外の事業を行っている場合は、青色の点線内の農業割合を必ず記入の上、６－２－２へお進みください。

いいえ → 本年欄に記入の上、６－２－２へお進みください。

（1）当期製品製造原価（製造原価報告書）

勘定科目	説明	前年 金額（円）	前年 農業割合 %	本年 金額（円） 億 万 千 百 十 一	本年 農業割合 %
当期製品製造原価	【5】損益計算書の「当期製品製造原価③」計上額				
期首材料棚卸高	原材料の期首在り高				
種苗費	種もみ、種子、種いも、苗類などの購入費				

（回答フローと変更点）

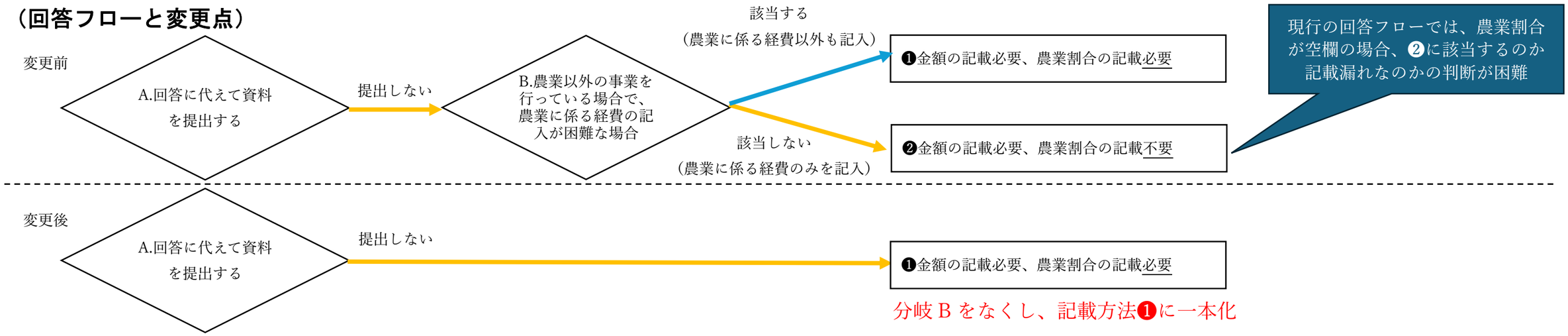

【変更理由】
過去の調査において、記載漏れか否かが判断できない事例があり、審査に時間を要したため

（注）本例のほか、同旨の変更を行う設問あり

①自計を容易にするための変更（続き）

ⅲ　プレプリントの追加、説明文の追加等

＜プレプリントの追加（個人経営体調査票　【１】現況）＞

【１】現況（全ての方にお答えいただく項目です。）

１－１　現況についてお伺いします。

①	経営主の年齢を記入してください。 （令和〇年12月31日時点）		歳
②	認定農業者がいますか。	はい	いいえ
③	経営主を含む家族のうち、年間60日（480時間）以上自営農業に従事している65歳未満の方がいますか。	はい	いいえ
④	世帯としての所得は、自営農業と自営農業以外の所得（年金等は含みません。）のどちらが多いですか。	自営農業	自営農業以外
⑤	青色申告決算書（農業所得用）を利用していますか。	はい	いいえ

【１】現況（全ての方にお答えいただく項目です。）

１－１　現況についてお伺いします。

	区分	前年		本年	
①	経営主の年齢を記入してください。 （令和〇年12月31日時点）	歳		歳	
②	認定農業者がいますか。	はい	いいえ	はい	いいえ
③	経営主を含む家族のうち、年間60日（480時間）以上自営農業に従事している65歳未満の方がいますか。	はい	いいえ	はい	いいえ
④	世帯としての所得は、自営農業と自営農業以外の所得（年金等は含みません）のどちらが多いですか。	自営農業	自営農業以外	自営農業	自営農業以外
⑤	青色申告決算書（農業所得用）を利用していますか。	はい	いいえ	はい	いいえ

記入日時点の年齢を誤って記載する例が複数見られたため、前年欄を設け、プレプリント

＜説明文の追加（個人経営体調査票　【６】労働の概要）＞

６－１　事業（農業、農業生産関連事業、林業、不動産業、その他の事業）に従事した人数を記入してください。

区　分	前　年 事業に従事した人数 （人）	本　年 事業に従事した人数 （人）
家　　族 （経営主含む。）		
常用雇用者		

【６－１から６－３までの家族、雇用の区分は次のとおりです】

・**家族：** 生計を一にする経営主を含む家族のうち、15歳以上の方を記入してください。
・**常用雇用者：** 期間を定めずに雇用している者又は１か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。
・**臨時雇用者：** １か月未満の期間を定めて雇用している者又は日々雇用している者をいいます。
※１　常用雇用者及び臨時雇用者には、外国人技能実習生及び日本人研修生を含みます。
　２　酪農ヘルパーなどの派遣労働に係る労働者及びその労働時間は含みません。

６－１　事業（農業、農業生産関連事業、林業、不動産業、その他の事業）に従事した人数を記入してください。

区　分	前　年 事業に従事した人数 （人）	本　年 事業に従事した人数 （人）
家　　族 （経営主含む）		
常用雇用者		

【６－１から６－３までの家族、雇用の区分は次のとおりです】

・**家族：** 生計を一にする経営主を含む家族のうち、15歳以上の方を記入してください。なお、生計を別にする家族については、常用雇用者又は臨時雇用者として記入してください。
・**常用雇用者：** 期間を定めずに雇用している者又は１か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。
・**臨時雇用者：** １か月未満の期間を定めて雇用している者又は日々雇用している者をいいます。
※１　常用雇用者及び臨時雇用者には、外国人技能実習生及び日本人研修生を含みます。
　２　酪農ヘルパーなどの派遣労働に係る労働者及びその労働時間は含みません。

家族の定義について疑義照会等があったことを踏まえ、説明文を追加

【変更理由】
過去の調査における疑義照会等を踏まえた改善

（注）説明文の追加については、本例のほか、調査票全体において同旨の変更あり

①自計を容易にするための変更（続き）

ⅳ　調査事項の簡素化

＜水稲における把握区分を統合（個人経営体調査票　【７】生産概況、農畜産物収入）＞

７－１　稲、麦類等

区　分			本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 田（a）	本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 畑(普通畑)（a）	本年 生産量（kg）	本年 販売金額（円）
稲（食用）	水稲	主食用米				
		加工用米				
		新規需要米等				
	陸　稲					
稲（飼料用）		飼料用米				
		WCS用稲				



７－１　稲、麦類等

区　分			本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 田（a）	本年 作付延べ面積（茶は植栽面積） 畑(普通畑)（a）	本年 生産量（kg）	本年 販売金額（円）
稲	食用	水　稲				
		陸　稲				
	飼料用米					
	WCS　用　稲					

「主食用米」、「加工用米」及び「新規需要米等」を水稲に統合
（生産費調査においても同様の区分に変更済み）

＜補助金等における把握区分を統合（個人経営体調査票　【９】制度受取金・積立金等）＞

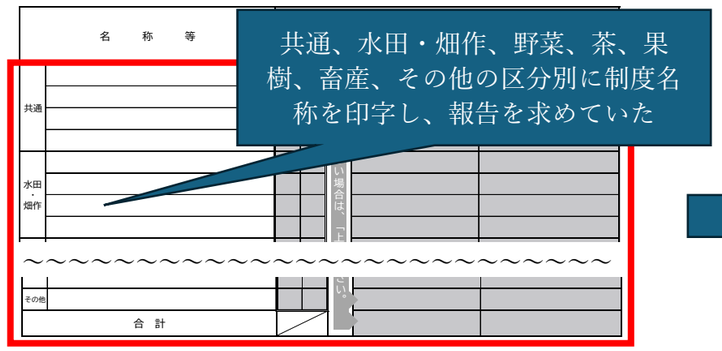

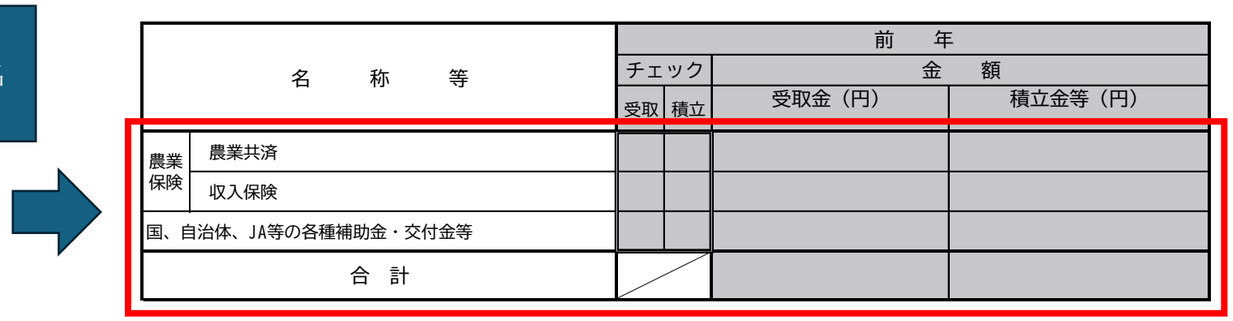

名　称　等	前年 チェック 受取	前年 チェック 積立	前年 金額 受取金（円）	前年 金額 積立金等（円）
農業保険 農業共済				
農業保険 収入保険				
国、自治体、JA等の各種補助金・交付金等				
合　計				

【変更理由】
利活用上問題のない範囲で調査事項を簡素化し、報告者及び職員・調査員の負担を軽減

（注）本例のほか、法人経営体調査票において同旨の変更あり

②指定野菜としてのブロッコリーの追加（個人経営体調査票　【７】生産概況、農畜産物収入）

区　分	本　年			
	品目（生産した野菜の品目コード又は品目名を記入してください）		作付延べ面積	販売金額（円）
	コード	品目名	露地（a） ha　a	施設（m^2） ㎡	億　万 千 百 十 一
露地野菜					
	その他の露地野菜				
施設野菜					
	その他の施設野菜				

野菜の品目はこちらから選択してください。

コード										
	01	だいこん	04	キャベツ	07	ねぎ	10	なす	13	ピーマン
	02	にんじん	05	ほうれんそう	08	たまねぎ	11	大玉トマト		
	03	はくさい	06	レタス	09	きゅうり	12	ミニトマト		



区　分	本　年			
	品目（生産した野菜の品目コード又は品目名を記入してください）		作付延べ面積	販売金額（円）
	コード	品目名	露地（a） ha　a	施設（m^2） ㎡	億　万 千 百 十 一
露地野菜					
	その他の露地野菜				
施設野菜					
	その他の施設野菜				

野菜の品目はこちらから選択してください。

コード										
	01	だいこん	04	キャベツ	07	ねぎ	10	なす	13	ピーマン
	02	にんじん	05	ほうれんそう	08	たまねぎ	11	大玉トマト	14	ブロッコリー
	03	はくさい	06	レタス	09	きゅうり	12	ミニトマト		

ブロッコリーを把握対象に追加

【変更理由】
制度の改正（ブロッコリーの指定野菜への追加）に伴う変更

（注）本例のほか、法人経営体調査票において同旨の変更あり

現行の営農類型別の集計事項及び削除箇所

（赤字・黄色マーカー部分を今回削除）

集計対象	集計区分	水田作				畑作		野菜作					果樹作		花き作			酪農	肉用牛			養豚	採卵養鶏	ブロイラー養鶏
		全体	稲作	麦類	大豆	全体	各品目	全体	露地		施設		全体		全体	露地	施設		全体	繁殖牛	肥育牛			
									全体	各品目	全体	各品目		各品目										
1　個人経営体	全体	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	主業経営	○				○		○	○		○		○		○	○	○							
	１位経営		○	x	x																			
	単一経営		○						○		○		○			○	○							
	１位複合経営		○						75		93													
2　個人経営体のうち、青色申告を行っている者又は年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の家族がいる者	全体	○				○		○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	青色申告経営体	425				532		666	264		402		392											
	単一経営						○			○		○		○										
3-1　法人経営体	全体	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	13	26	○	○	○	○	○	○	○
	１位経営		○	x	x																			
	単一経営		○																					
	１位複合経営		○																					
3-2　法人経営体のうち、集落営農組織法人	全体	○	○	○	○																			
	１位経営		○	x	x																			
	単一経営		○																					
	１位複合経営		24																					
4　農業経営体（個人経営体及び法人経営体）	全体	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	108	66	○	○	○	○	○	○	○
	１位経営		○	x	x																			
	単一経営		○																					
	１位複合経営		○																					

【表の見方等】

・**現在集計が行われている部分に「○」又は集計経営体数（令和６年調査）を付し**（集計経営体数が少なく表章していないものは「x」と記載）、**今回の変更により削除される部分は赤字・黄色マーカー**としている。

・集計区分の定義は以下のとおり

①主業経営：農業所得が50%以上で、60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農業経営体

②１位経営：販売収入が農業生産物販売収入の中で最も多い農業経営体（以下の③及び④は、②の内訳）

③単一経営：販売収入が農業生産物販売収入の80%以上を占める農業経営体

④１位複合経営：販売収入が農業生産物販売収入の80%未満の農業経営体

・例えば、集計区分「１位経営」と「稲作」のクロス欄が「○」の場合は、稲作１位経営体についての集計（経営体数、経営面積等）が行われていることを表している。

別添5

農業経営統計調査の審議を契機とする部会長メモ

（農林業センサスで設けられている個人経営体の区分の再検討について）

１．農業経営統計調査の今回の変更の中では、調査の重点化を図るため、個人経営体に対する経営統計調査の調査票について、ロングフォームとショートフォームの二種類に分け、経営体の性格ごとに配り分けることが計画されています。

２．当初の計画案における配り分けの基準として、農林業センサスで用いられている「主業経営体」、「準主業経営体」及び「副業的経営体」という区分（以下「３区分」といいます。）を使用することが予定されていましたが、審議において、この３区分の定義について見直しが必要との意見がありました。今後の改善に資するため、このメモにより記録にとどめることとしました。

３．３区分は、農林業センサスにおけるクロス集計の指標の一つとして用いられているものですが、この定義・範囲については、次の表のとおりです。

注目すべきは、農業従事者が 65 歳以上になれば、農業所得の多寡にかかわらず、自動的に副業的経営体として区分されてしまうということです。

表　個人経営体の区分

区分に用いる指標		経営体の所得全体に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員	いる	主業経営体	準主業経営体
	いない	副業的経営体	

４．2015 年の農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に３区分の経営体数をまとめたものが別紙１及び別紙２ですが、副業的経営体の中にも農産物販売金額が 1,000 万円以上のものが無視できない程度に存在し、販売金額の全ての階級において、副業的経営体の数が、準主業経営体の数よりも多いという状況がみられました。

つまり、副業的経営体と区分される経営体であっても、農業の中核的な「担い手」である存在が少なくないと考えられます。

５．65 歳を区分に当たっての指標としていることについて、農林水産省からは、人口統計における一般的な区分である「生産年齢人口」の上限が 65 歳未満であり、国際比較上も有益である旨の説明をいただきました。しかし、上記のような実態を踏まえると、規模の大きな経営体について、農業従事者が 65 歳以上であるという理由だけで、「副業的経営体」という、あたかも「担い手」の中核ではないかのような響きのあるカテゴリーに

区分されることには違和感があり、統計の利用者に対しても誤解を与えかねないという懸念を持ちました。

6．現状の３区分は、1995 年の農林業センサスから用いられているものとのことですが、区分設定から既に四半世紀以上を経過しており、その間、農業経営体の構造にも変化が生じていると考えられます。

7．このような状況を踏まえ、次回の農林業センサス（2025 年実施）の計画策定に向けて、この３区分について、

① 「副業的経営体」など、区分の名称は適切か。

② 年齢（65 歳）を区分の指標として用いることが適切なのか。

③ ３区分を継続する場合も、現状とは異なるより適切な指標を用いることはできないか。

などの観点から再検討を行う必要があると考えます。

このメモで示した問題意識も踏まえつつ、担当部局において将来的な統計改善を検討されることを希望します。

令和３年７月 30 日

産業統計部会長
川﨑　　茂

【別紙１】農産物販売金額別にみた主副業別経営体の構成（2015）

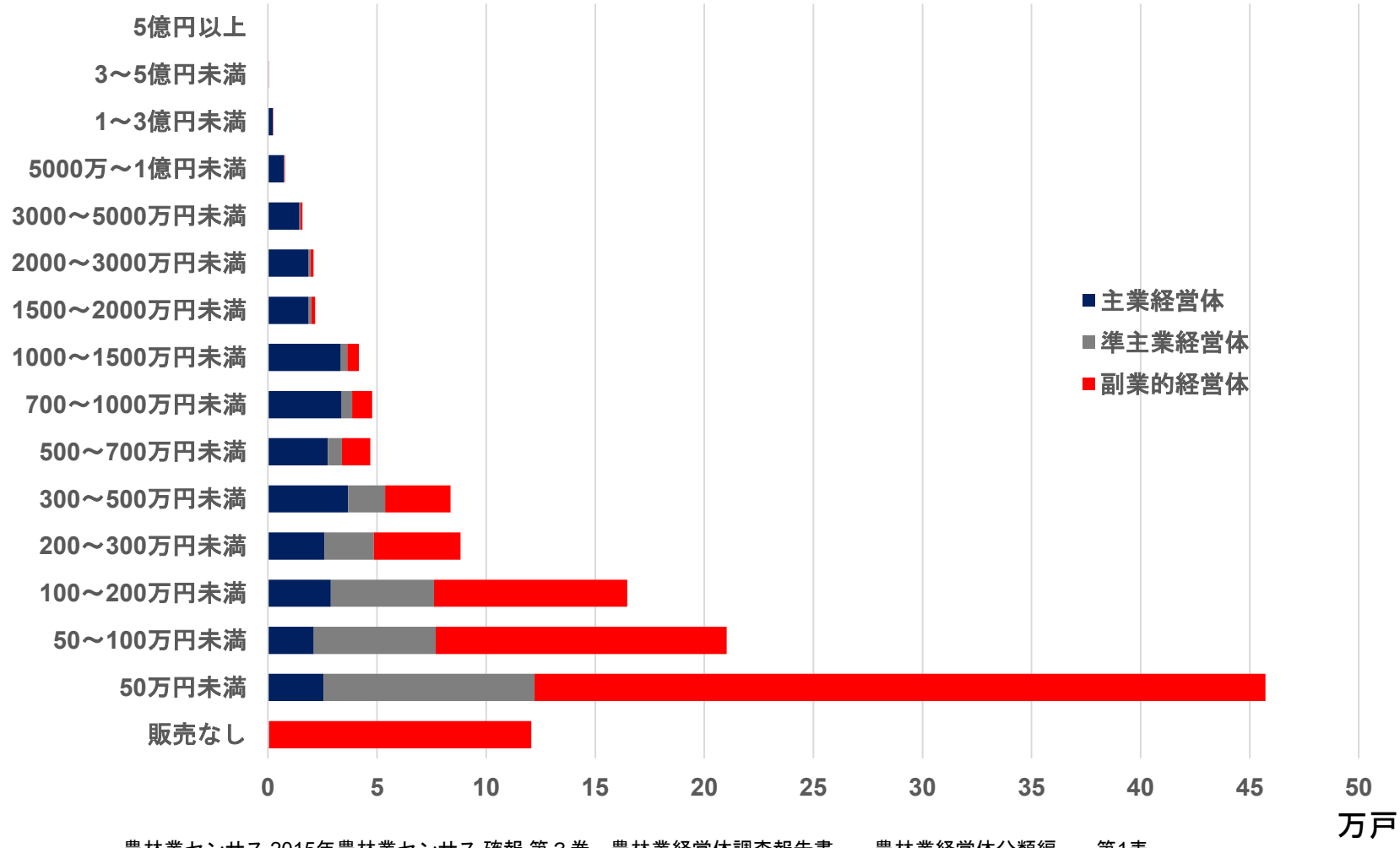

農林業センサス 2015年農林業センサス 確報 第３巻　農林業経営体調査報告書　－農林業経営体分類編－　第1表

【別紙２】農産物販売金額別にみた主副業別経営体の構成（2015）
農産物販売金額が1000万円以上の経営体

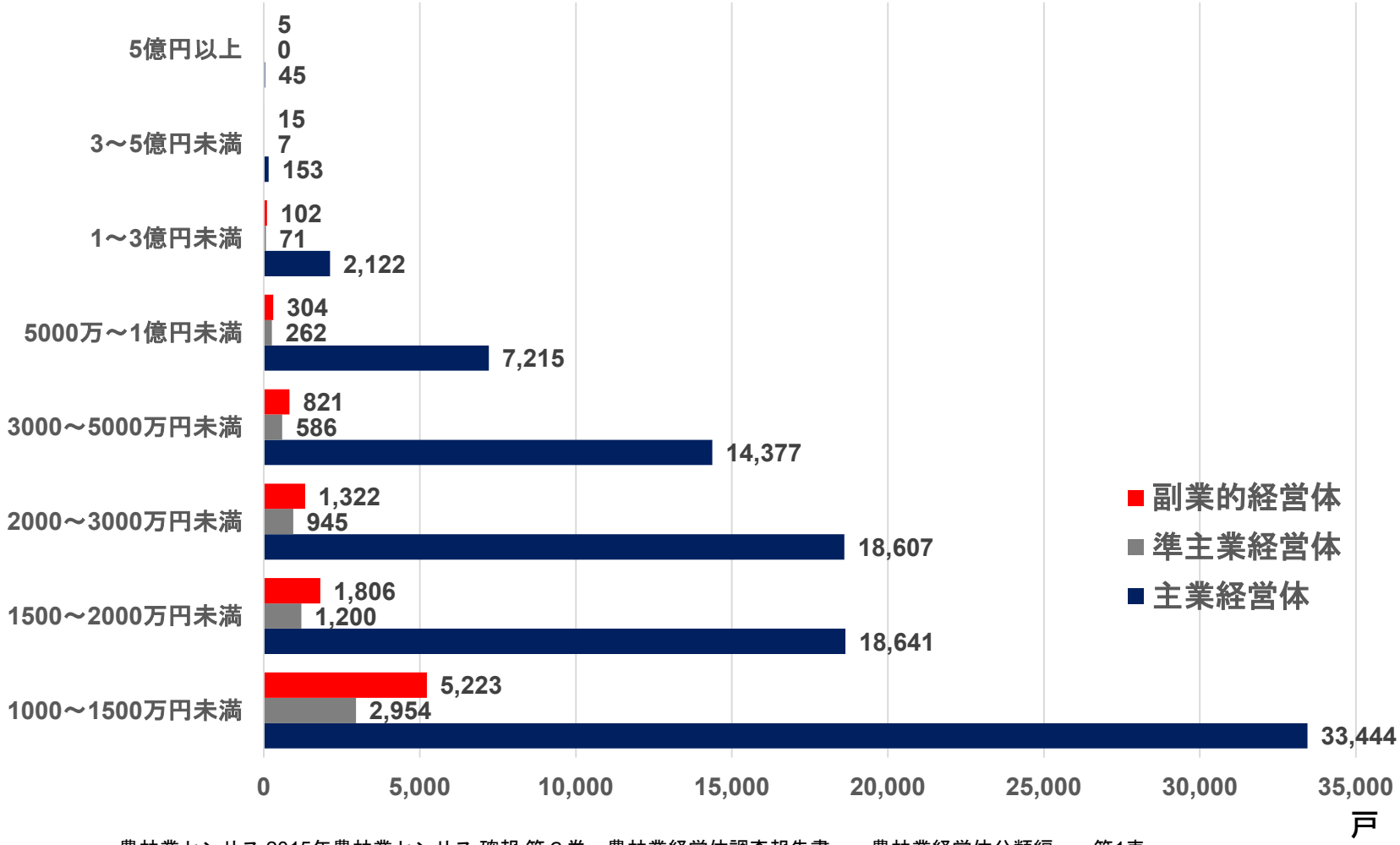

農林業センサス 2015年農林業センサス 確報 第３巻　農林業経営体調査報告書　－農林業経営体分類編－　第1表

別添６

過去の諮問時の答申において示された「今後の課題」への対応状況

１　調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

（諮問第 116 号の答申（平成 30 年 11 月 22 日付け統計委第 13 号））

今回新たに農林業センサスの結果をベンチマークとして、農業経営体全体の結果を推計することとしているが、当該推計方法については、個人経営体が年々減少する一方、法人経営体が増加する傾向にある中、ベンチマークの切り替えに伴う調査結果の断層が生じることも懸念される。

このため、調査結果を踏まえつつ、推計方法の妥当性等について検証・検討する必要がある。

（回答）

１　営農類型別経営統計の推計方法は、平成 30 年結果までは次のとおり（詳細は別紙）。

（１）　個別経営体については、農林業センサスを母集団として標本抽出し、復元乗率は標本抽出率の逆数として５年間固定する。

（２）　組織法人経営体のうち水田作経営（集落営農）以外については、農林業センサスを母集団として標本抽出している。初年度は標本抽出率の逆数を復元乗率とするが、２年目以降は前年の母集団に農業構造動態調査から算出した母集団の増減率を乗ずることにより、毎年の推計母集団を作成し直し、拡大乗率を決定している。

（３）　組織法人経営体のうち水田作経営（集落営農）については、集落営農実態調査を母集団として標本抽出している。毎年の集落営農実態調査の結果から推計母集団を作成し、拡大乗率を決定している。

２　平成 30 年の答申を踏まえ令和元年結果からは、個人経営体及び法人経営体に加え、両者を統合した農業経営体も推計することから、推計方法を組織法人経営体で採用している毎年の推計母集団を作成し直す方法に統一した（詳細は別紙参照）。

（１）個人経営体及び法人経営体のうち水田作経営（集落営農）以外については、農林業センサス実施年にあっては、農林業センサスを母集団として標本抽出し、拡大乗率は標本抽出率の逆数とする。

また、農林業センサス実施年以降にあっては、前年の母集団に農業構造動態調査から算出した母集団の増減率を乗ずることにより、毎年の推計母集団を作成し直し、拡大乗率を決定することとする。

（２）法人経営体のうち水田作経営（集落営農）については、従前同様、集落営農実態調査を母集団として標本抽出し、毎年の集落営農実態調査の結果から推計母集団を作成し、拡大乗率を決定することとする。

（ なお、農林業センサス実施年の４年後の営農類型別経営統計の推計において、最新（推計翌年）の農林業センサス結果が公表されている場合には、最新の農林業センサスから前年の母集団を推計する方法を採用することとする。 ）

3　この見直しにより、ベンチマークとなる農林業センサス実施年はもとより、次回の農林業センサス実施年までの４年間においても、農業構造動態調査を用いた推計母集団に基づき復元推計することとなるため、これまで以上に構造変化を反映した結果が得られるものと考えている。

4　平成 30 年申請時に想定していたとおり、近年、個人経営体は減少し法人経営体は増加しており、３にも記載したとおり、毎年、農業構造動態調査を用いた推計母集団に基づき復元推計を行うことから、復元乗率を５年間固定する従来の手法よりも構造変化を反映した結果が得られていると考えている。

（農業経営体数の推移は下表のとおり。）

表　農業経営体数（全国）

単位：千経営体

	農　業 経営体 ①＋②	個　人 経営体 ①	団　体 経営体 ②	法　人 経営体 ③	(試算) 個人経営体 ＋ 法人経営体 ①＋③	(参考(比率)) 個人：法人 ①：③
2020年 (令和２年)	1,075.7	1,037.3	38.4	30.7	1,068.0	97： 3
2021年 (令和３年)	1,030.9 〈▲4.2%〉	991.4 〈▲4.4%〉	39.5 〈+2.9%〉	31.6 〈+2.9%〉	1,023.0 〈▲4.2%〉	97： 3
2022年 (令和４年)	975.1 〈▲5.4%〉	935.0 〈▲5.7%〉	40.1 〈+1.5%〉	32.2 〈+1.9%〉	967.2 〈▲5.5%〉	97： 3
2023年 (令和５年)	929.4 〈▲4.7%〉	888.7 〈▲5.0%〉	40.7 〈+1.5%〉	33.0 〈+2.5%〉	921.7 〈▲4.7%〉	96： 4
2024年 (令和６年)	883.3 〈▲5.0%〉	842.3 〈▲5.2%〉	41.0 〈+0.7%〉	33.4 〈+1.2%〉	875.7 〈▲5.0%〉	96： 4
2025年 (令和７年)	836.1 〈▲5.3%〉	795.8 〈▲5.5%〉	40.2 〈▲2.0%〉	33.8 〈+1.2%〉	829.6 〈▲5.3%〉	96： 4
2026年 (令和８年)	799.7 〈▲4.4%〉	759.0 〈▲4.6%〉	40.7 〈+1.2%〉	34.6 〈+2.4%〉	793.6 〈▲4.3%〉	96： 4

出典：2020 年・2025 年は農林業センサス、それ以外の年は農業構造動態調査

注：〈〉内は、前年からの増減率

別紙

営農類型別経営統計の復元推計について（イメージ）

◎ 平成30年結果までは、直近の農林業センサスの農業経営体数を母集団として５年間固定
◎ 令和２年からは、母集団となる農業経営体数を固定せず、推定母集団を毎年作成する方法に見直し
○ なお、令和元年値については、2020年農林業センサス結果から１年遡及し、母集団を作成して適用

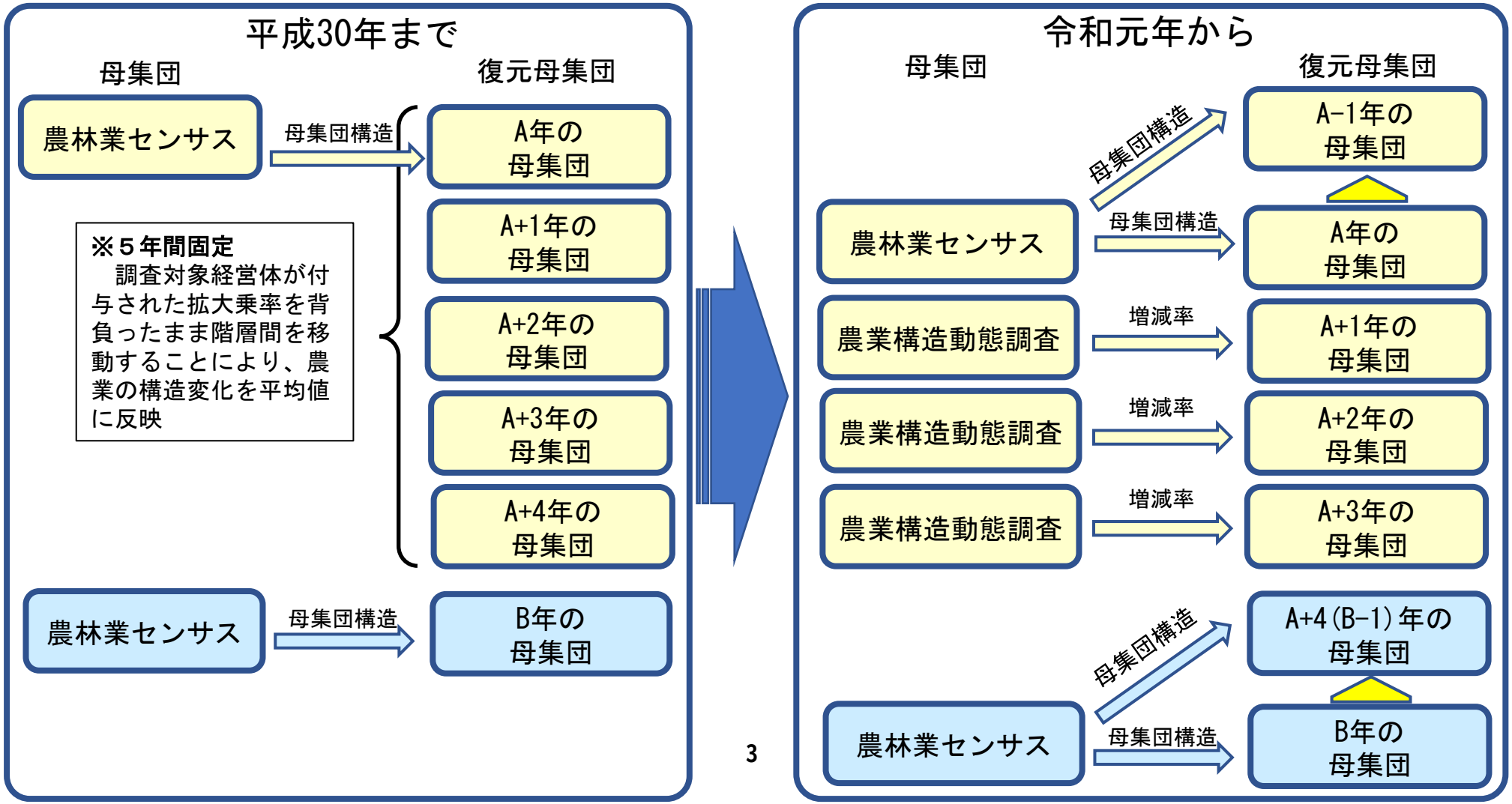

２　令和９年調査に向けた検討

（諮問第 183 号の答申（令和６年４月 17 日付け統計委第２号））

次回の標本替えが行われる令和９年調査においては、営農類型別経営統計調査に慣れない新たな報告者が多数に上ると考えられることなどから、調査計画の更なる見直しが必要になると考える。

ついては、令和９年調査の変更申請に向けて、今後、以下に掲げるような内容を含めた検討を行い、計画に反映させることが必要である。

（検討の内容例）

- 令和６年調査以降の調査から得られる民間委託実施上のノウハウを踏まえ、より円滑かつ効率的な調査方法となるよう再検討すること。
- 今後も継続して把握が必要な調査事項を検討するとともに、報告者目線に立った記入しやすい調査票の改善を図ること（前記１（２）イ「(ア）調査事項の整理・削減」ｃを参照)。
- 標本替えの初回に当たる令和９年調査においては、新たな報告者が多数に上るとともに、前年のデータがなく、プレプリントできないことから、初回特有の報告者への支援策を検討すること。

（回答）

１　令和９年調査の実施に当たっては、令和６年調査の実績を踏まえ報告者がより自計で記入しやすい調査票となるよう現在の受託事業者等と調整を行い、調査項目、レイアウトの変更等を行って、変更申請を実施したところである。

２　なお、本調査の報告者については、標本（候補者）を抽出後、当該候補者に対して調査の内容等を説明し承諾が得られた者に、報告者になっていただいているところであり、令和９年調査においても同様に実施予定である。

３　さらに、現在の民間委託に係る調達仕様書において、コールセンターの設置を盛り込んでいるところであるが、次回仕様書においては、調査票発送後に、報告者に対して一人で記入できるか不安な方に対して、記入サポートの必要の有無を把握する架電も実施するよう盛り込む予定である。

３　更なる将来を見据えた在り方の検討

（諮問第 183 号の答申（令和６年４月 17 日付け統計委第２号））

農業経営に関する唯一の包括的な公的統計調査としての利活用ニーズを踏まえつつ、持続可能な調査の在り方について、令和９年調査における見直しだけでなく、将来を見据えた方向性も含め、検討することが望まれる。

（回答）

１　営農類型別経営統計調査については、令和６年調査から、報告者が原則、自計により調査票を記入することを前提として調査票の見直しを行い、民間委託を導入したところである。

２　令和９年調査の実施に当たっては、令和６年調査の実績を踏まえ報告者がより自計で記入しやすい調査票となるよう現在の受託事業者等と調整を行い、調査項目、レイアウトの変更等を行って、変更申請を実施したところである。

３　民間委託導入により、地方統計組織の労力軽減を目的とした農畜産物生産費統計調査と積極的な共用標本の抽出は実施しないことや、令和８年２月及び８月の統計委員会で、

民間委託後の調査結果が従前と比べて遜色ない結果であったこと、

調査手法変更に伴う新たな影響は示唆されなかったこと

を報告させていただいたところであり、引き続き民間委託を推進していく予定である。

なお、農林水産省としては、民間事業者では対応できない照会には、引き続きサポートを実施する予定である。

４　また、統計法の改正により、行政機関等が保有する行政記録情報（税務申告資料）の活用が可能となった場合には、税務申告資料（損益計算書、貸借対照表）に係る調査項目の把握をやめて報告者負担の軽減を図るとともに、その時々の施策等の動向、利活用に合わせた持続可能な調査への見直しを検討している。